

## 指導行政のポイント

### “副校長”の位置づけ

菱村 幸彦

目下、衆議院教育再生特別委員会で教育関連3法案が審議中である。その一つである学校教育法改正法案に、副校長、主幹等を新設する規定が盛り込まれている。

#### 責任あるマネジメント体制の確立

周知のように、この改正案は、教育再生会議第1次報告が「学校に責任あるマネジメント体制を確立するため、学校教育法を改正し、副校長、主幹等の管理職を新設し、学校の適正な管理・運営体制を確立すること」と提言したのを受けたものである。

この提言を審議した中教審は、「教育基本法に、学校教育においては体系的な教育が組織的に行われなければならないとの規定(6条2項)が置かれたことを踏まえ、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るために……副校長、主幹及び指導教諭を置く」旨を答申した。

答申に基づき作成された学校教育法改正法案は、その職務内容を次のように定めている。

- (1) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (2) 主幹教諭は、校長および教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童の教育をつかさどる。
- (3) 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、ならびに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善および充実のために必要な指導および助言を行う。

紙幅の関係で、主幹教諭と指導教諭については、別の機会に譲ることとし、ここでは副校長についてもう少し詳しくみてみよう。

じつは、中教審は、教育再生会議の発足前に、副校長について審議している。すなわち、中教審の「学校の組織運営に関する作業部会」の審議のまとめ(16年12月)で、「校長や教頭を支えるものとして、例

えば教頭や教務主任などを副校長や副教頭として位置付け、これに一定の権限を委ねるような仕組みについて検討する必要がある」と提言している。

#### 校長と教頭の間位置づける

審議のまとめで提言した「副校長」は、いわば「教頭」の呼び換えである。この方式は、現在、東京都等で実施に移されている。例えば、東京都では、平成16年度から、学校管理規則で教頭を副校長に呼び替えている。都教委は、その意義について、「校長とともに学校経営を担う管理職としての立場をより明確にし、トップマネジメントの強化を図る、学校経営層としての自覚と教頭自身のモラルアップを図る、学校経営を担う者としての立場をより明確にし、保護者や地域社会等の対外的な対応の一層の円滑化を図る、などの諸点を挙げている。

ところが、今回、新たに設置される副校長は、教頭とは別に置かれる職である。改正法案では、副校長の新設に伴って、教頭の職務権限について「教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」と改めている(中・高校にも準用)。

結局、副校長の位置づけを整理すると、副校長は、任意設置であり、どこの学校にも必ず置かれる職ではない、校長と教頭の間置かれる職で、教頭の上司となる、職務権限は「命を受けて校務をつかさどる」とあつて、「校務を整理する」教頭の権限より大きい、副校長の職務に対応した新たな級を創設する等である。

こうした役割をもつ副校長は、すでに一部の私立学校では置かれている。現在私が関係している私立中高一貫校でも二人の教頭の上に副校長を置いているが、学校運営では欠かせない役割を果たしている。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中! ● 最新刊! 菱村幸彦【著】 四六判 260頁・定価2,310円 教育開発研究所

## 『経営に生かすリーガルマインド—身近な事例で学ぶ教育法規』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)